

# 第124回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

## 開催場所

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号  
当社 清水工場2階会議室

## 議案

- 第1号議案 剰余金配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名  
選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の  
報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行  
使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時15分まで

## 目次

第124回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	21
連結計算書類	40
計算書類	42
監査報告	44

株主各位

(証券コード 6286)

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号

**静 甲 株 式 会 社**

代表取締役  
社長執行役員 **鈴木 孝典**

## 第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.seiko-co.com/ir/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会関連資料」より、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「静甲」または「コード」に当社証券コード「6286」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 議決権行使のご案内



株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により  
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、  
2026年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。



インターネットにより  
議決権を行使していただく場合

▶ 「インターネットによる議決権行使のご案内」（5頁）をご確認のうえ、  
当社の指定する議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、  
2026年6月24日（水曜日）午後5時15分までに賛否をご入力ください。

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号 <b>当社 清水工場2階会議室</b> <small>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第124期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第124期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金配当の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> <li>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件</li> <li>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件</li> </ul>
4 議決権行使についてのご案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。</li> </ul>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対してお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記項目を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時15分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時15分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 社

議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

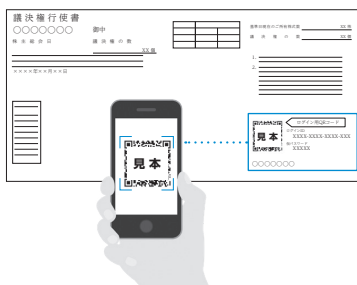
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

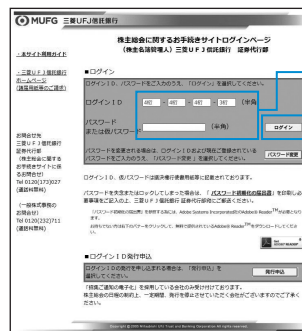
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、安定した収益基盤の事業分野において持続的成長を実現し、効果的な事業投資により規模の拡大や付加価値の獲得を追求しつつ、株主の皆さまには、中長期的な利益成長による配当額の増加をめざしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績などを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき12円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は、1株につき26円（前期の年間配当金から6円の増配）となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>14円</b> 配当総額 <b>90,415,724円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

## 1. 提案の理由

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

移行のため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除と共に、業務執行の決定の委任にかかる規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行のとおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 <u>監査等委員会</u>
3 監査役会	(削除)
4 会計監査人	3 会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行のとおり)
(員数)	(員数)
第19条 当社は、取締役11名以内を置く。	第19条 当社は、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 11名以内を置く。
(新設)	2 <u>当社は、監査等委員である取締役5名以内を置く。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>2～3 (現行のとおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>第23条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当該取締役にしつつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意ある場合はこの限りでない。</p>	<p>2 当該取締役にしつつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に對して発する。ただし、取締役全員の同意ある場合はこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p>
<p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第27条 (員数)</p> <p>第27条 当会社は、<u>監査役5名以内を置く。</u></p>	<p>第27条 (現行のとおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意ある場合はこの限りでない。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</p>	(削除)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u>
	<u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、監査等委員全員の同意ある場合はこの限りでない。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	<u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第35条～第36条 (条文省略)	第32条～第33条 (現行のとおり)
(顧問及び相談役)	(顧問及び相談役)
第37条 (条文省略)	第34条 (現行のとおり)
2 顧問及び相談役の任期は、取締役の任期と同一とする。	2 顧問及び相談役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期と同一とする。
第38条～第41条 (条文省略)	第35条～第38条 (現行のとおり)
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>附則 当社は、第124回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	すずき たかのり 鈴木 孝典 (1973年12月4日生)	1998年 4月 大成建設(株) 入社 2017年 5月 (株)エコノス・ジャパン 取締役 2017年 5月 静岡自動車(株) 取締役 2017年 5月 (株)ビルメンテ 取締役 2017年 6月 日本機械商事(株)（本社：大阪府） 取締役 2019年 6月 当社 取締役 2020年 5月 静岡スバル自動車(株) 代表取締役 取締役社長 2022年 5月 静岡バイオ(株) 取締役 2024年 4月 静岡スバル自動車(株) 代表取締役 取締役会長 （現在に至る） 2024年 6月 当社 代表取締役 取締役社長 2025年 5月 静岡バイオ(株) 代表取締役 取締役会長 2025年 6月 当社 代表取締役 社長執行役員（現在に至る） 2026年 5月 日本機械商事(株) 取締役（現在に至る）	475,870株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	きっかわ のりゆき <b>吉川 範幸</b> (1958年1月4日生)	2007年10月 日本機械商事(株)（本社：東京都） 入社 2015年 5月 同社 執行役員 営業推進部長 2016年 4月 同社 執行役員 清水支店長 2018年 5月 同社 取締役 清水支店長 2019年 4月 当社 経営企画室長 2020年 6月 当社 執行役員 経営企画室長兼務秘書課長 2023年 4月 当社 執行役員 経営企画室長 2023年 6月 当社 取締役 経営企画室長 2024年 6月 当社 取締役 経営企画室長・商事事業部担当 2025年 6月 当社 取締役 常務執行役員 管理部長（現在に至る）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	やました かずひろ <b>山下 一弘</b> (1963年5月25日生)	1984年 4月 当社 入社 2014年 4月 当社 清水工場長 2015年 6月 当社 執行役員 清水工場長 2018年 4月 当社 執行役員 包装機械事業本部 清水工場長 2019年 4月 当社 執行役員 商事事業部長 2020年 6月 当社 取締役 商事事業部長 2022年 4月 当社 取締役 包装機械事業本部長・商事事業部担当 2022年 5月 (株)共和テック 取締役 2023年 6月 当社 取締役 包装機械事業本部長 2024年 4月 当社 取締役 市場開発事業部・清水工場・三島工場・技術企画室担当 2024年 6月 当社 取締役 市場開発事業部・清水工場・三島工場担当 2025年 5月 日本機械商事(株) 代表取締役 専務取締役 2025年 6月 当社 取締役 執行役員 エンジニアリング事業担当（現在に至る）	4,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	いちえん まさゆき 一圓 昌幸 (1972年3月10日生)	1994年 4月 当社 入社 2020年12月 (株)共和テック 取締役 2023年 4月 当社 包装機械事業本部 三島工場長 2024年 4月 当社 三島工場長 2024年 6月 当社 執行役員 三島工場長 2025年 6月 当社 取締役 執行役員 包装機械事業担当 三島工場長 2026年 4月 当社 取締役 執行役員 包装機械事業担当 包装機械事業部長兼務三島工場長（現在に至る）	4,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 新任	さいとう としのり 齋藤 敏典 (1964年12月10日生)	1988年 4月 当社 入社 2008年 8月 (株)エコノス・ジャパン 監査役 2013年 4月 当社 管理本部経営企画部長 2017年 4月 当社 管理部長 2017年 5月 静岡スバル自動車(株) 監査役 2018年 5月 同社 取締役 管理部長 2018年 5月 エススタッフサービス(株) 監査役 2020年 5月 (株)PUREST 監査役 2021年 5月 当社 監査室長 2022年 5月 日本機械商事(株) 監査役（現在に至る） 2023年 6月 当社 執行役員 管理部長 2025年 6月 当社 監査役（現在に至る） 2026年 5月 静岡スバル自動車(株) 監査役（現在に至る）	6,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任	すぎもと もと基 杉本 基 (1961年8月30日生)	1984年 4月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年 4月 杉本会計事務所開設 同所長（現在に至る） 2012年 5月 SUS(株) 社外取締役（現在に至る） 2016年 5月 スター精密(株) 社外取締役 2024年 6月 当社 社外取締役（現在に至る）	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7 再任	せきもと かずひこ 関本 和彦 (1962年2月7日生)	1985年 4月 ネミック・ラムダ(株) (現TDKラムダ(株)) 入社 2004年 6月 デンセイ・ラムダ(株) (現TDKラムダ(株)) 社長室長 2006年 7月 同社 執行役員管理本部長 2021年 4月 TDKラムダ(株) 取締役経営企画本部長兼務BPR推進部長 2021年 4月 TDK(株) パワーシステムズビジネスグループ ディピュティゼネラルマネージャー 2024年 7月 同社 エナジーソリューションズビジネス カンパニー アドバイザー (現在に至る) 2025年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8 新任	おとなり ひでき 音成 秀樹 (1958年9月1日生)	1982年 4月 (株)静岡銀行 入行 2012年 6月 同行 理事名古屋支店長 2013年 6月 静銀セゾンカード(株) 代表取締役社長 2024年 6月 当社 社外監査役 (現在に至る)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉本基氏、関本和彦氏、音成秀樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由等について
- (1) 杉本基氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、並びに会社役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場から当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
  - (2) 関本和彦氏は、会社役員、並びに企業経営、法務・コンプライアンス、経営企画等、様々な分野に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場から当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
  - (3) 音成秀樹氏は、金融機関における役員等の経験を活かした専門的な知識を有しており、社外の独立した立場から当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は杉本基氏、関本和彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、杉本基氏、関本和彦氏、音成秀樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結中であります。杉本基氏、関本和彦氏、音成秀樹氏が再任された場合は、当社と各氏との間で同様の契約を継続する予定であります。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 新任	さくらい よしお 櫻井 嘉夫 (1957年1月2日生)	1980年4月 当社 入社 2011年4月 当社 管理部長 2012年6月 当社 執行役員 管理部長 2013年5月 静岡スバル自動車(株) 取締役 2015年5月 静岡自動車(株) 代表取締役 取締役社長 2018年5月 静岡スバル自動車(株) 監査役 (現在に至る) 2020年6月 当社 監査役 (現在に至る) 2021年5月 (株)PUREST 監査役 2023年2月 (株)Cool the Earth 監査役 (現在に至る) 2025年5月 静岡バイオート(株) 監査役 (現在に至る) 2025年5月 (株)PUREST 監査役 (現在に至る)	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 新任	やまぐち たかし 山口 貴史 (1973年11月6日生)	2010年4月 平井工業(株) 入社 2015年4月 同社 常務取締役 2019年4月 同社 専務取締役 (現在に至る) 2020年6月 当社 社外監査役 (現在に至る)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 新任	の やま しげる 野々山 茂 (1959年5月30日生)	1983年4月 ㈱清水銀行 入行 2007年6月 同行 理事本店営業部長 2011年6月 同行 取締役 2013年6月 同行 常務取締役 2019年6月 清水総合コンピュータサービス㈱ 代表取締役社長 2024年6月 当社 社外監査役 (現在に至る)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山口貴史氏、野々山茂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由等について
- (1) 山口貴史氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督・助言などの役割を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- (2) 野々山茂氏につきましては、金融機関における役員等の経験を活かした専門的な知識を有しており、社外の独立した立場からガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督・助言などの役割を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は山口貴史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、野々山茂氏につきましても、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
5. 当社は、櫻井嘉夫氏、山口貴史氏、野々山茂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結中であり、各氏が選任された場合には、当社と各氏の間で同様の契約を継続する予定であります。

<ご参考>取締役の専門性及び経験等（スキルマトリックス）

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会終結時における取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	地位	独立性	専門性及び経験等				
			企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	営業	製造・技術・開発
鈴木 孝典	代表取締役 社長執行役員		○	○	○		○
吉川 範幸	取締役 常務執行役員		○	○	○	○	
山下 一弘	取締役 執行役員		○			○	○
一圓 昌幸	取締役 執行役員					○	○
齋藤 敏典	取締役 執行役員			○	○		
杉本 基	社外取締役	○		○			
関本 和彦	社外取締役	○	○		○	○	
音成 秀樹	社外取締役		○	○			
櫻井 嘉夫	取締役 (常勤監査等委員)		○	○	○		
山口 貴史	社外取締役 (監査等委員)	○	○			○	
野々山 茂	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○			

## 第5号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年6月28日開催の第121回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社は、事業報告34～35頁記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第6号議案****監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2025年6月25日開催の第123回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）となります。

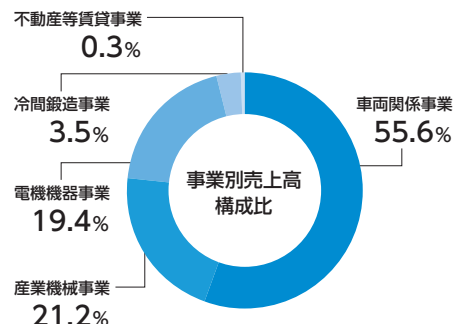
なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

	第124期 (2026年3月期)	前期比
売上高	448億95百万円	12.0%増
営業利益	17億86百万円	25.0%増
経常利益	16億29百万円	3.4%増
親会社株主に帰属する当期純利益	12億31百万円	17.8%増



### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

当社グループは、長期ビジョンとして「創業100周年に向けて、持続的成長（サステナビリティ経営）をめざす」を掲げ、2025年3月期を始期とする5カ年の中期経営計画を推進しております。既存事業の安定した収益基盤の維持・拡大を図るとともに、「省エネ」「省人化」「省資源」「カーボンニュートラル」をキーワードとした成長分野への再投資により、事業ポートフォリオの強靱化と収益力の向上を図ってまいります。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善やインバウンド需要の回復が景気を下支えした一方、物価高騰による個人消費の抑制や国際情勢の緊迫化などを背景に、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社の主要取引先である製造業各分野においても、変化する外部環境への適応が進められました。自動車分野では、米国による追加関税措置の施行や環境規制の緩和方針が具体化したことで、各メーカーは北米を中心とした生産・販売体制の再構築を余儀なくされました。特に、世界的なEVシフトの減速とハイブリッド車への需要集中が鮮明となり、サプライチェーン全体で生産ラインの柔軟な組み換えが加速しました。食品・化粧品分野では、高付加価値商品を求めるインバウンド需要が高い水準で継続し、生産活動は堅調に推移しました。一方で、円安による原材料・エネルギーコストの負担を吸収するため、自動化や省力化への投資が進みました。F A・F A機器分野では、次世代半導体及びデータセンター向けの需要が拡大期に入ったものの、自動車関連の設備投資抑制が響き、業種間での需要動向に差が生じる展開となりました。建設業界では、都市再開発の大型案件や防災投資、既存建物の脱炭素化リニューアル需要が堅調でした。しかしながら、資材価格の高止まりに加え、深刻な技能者不足が工期の

長期化を招いており、DX等を活用した施工効率化へのニーズが更に高まっています。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、産業機械事業における大型案件の獲得や車両関係事業の伸長により、売上高は前年同期比12.0%増の448億9千5百万円となりました。

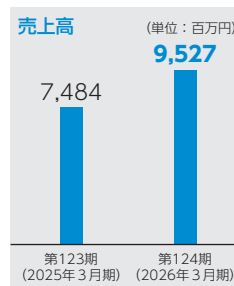
利益面においては、増収効果に加え、生産性向上による原価低減に取り組んだ結果、営業利益は前年同期比25.0%増の17億8千6百万円となりました。経常利益は前年同期比3.4%増の16億2千9百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却益を計上したことにより、前年同期比17.8%増の12億3千1百万円となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

### 産業機械事業

売上高  
**9,527**百万円  
(前年同期比27.3%増)

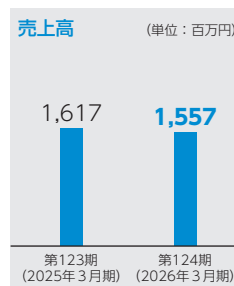
包装機械においては、かねてより実施しておりました人的資本への積極的な投資が奏功し、営業体制の強化による既存顧客の深耕により受注が拡大しました。労働力不足や人件費・エネルギーコストの高止まりを背景に、顧客企業のニーズが省人化・生産効率の向上へとシフトしており、これに伴い主力である食品業界向けの大型液体充填ラインの受注が堅調に推移しました。また、多様化する消費者ニーズにより、化粧品・医薬品業界等で需要が高まっている多品種少量生産に適した中型・小型の充填・包装機械も、顧客の柔軟な生産体制への寄与により受注が伸長しました。これらの結果、売上高は前年同期比27.3%増の95億2千7百万円となりました。営業利益は工場の高稼働維持に加え、生産性向上や内部効率化を通じた原価低減によりコスト上昇を吸収し、収益性が向上した結果、前年同期比41.3%増の15億2百万円となりました。



### 冷間鍛造事業

売上高  
**1,557**百万円  
(前年同期比3.7%減)

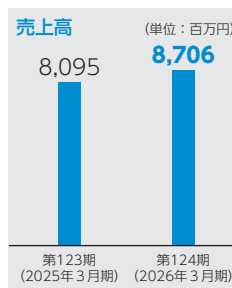
機械工具部品は、主要納入先の減産による調整の影響を受け、前年同期の実績を下回る結果となりました。自動車部品及び産業機械部品については、納入先の輸出停滞という下押し要因はあったものの、期後半の一部需要の回復に伴う増産対応により、前年同期並みの実績となりました。また、次世代モデルの開発案件に伴う試作・金型の受注が堅調に推移し、前年同期の実績を上回りました。これらの結果、売上高は前年同期比3.7%減の15億5千7百万円、営業利益は、前年同期比10.7%減の1億3千2百万円となりました。



## 電機機器事業

売上高  
**8,706**百万円  
(前年同期比7.5%増)

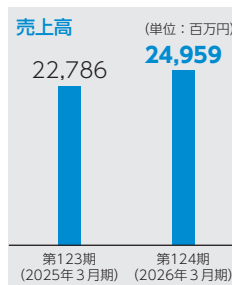
主力のF A関連におきましては、主要納入先における設備投資需要の低下が継続し、システム案件の受注が低調となり、前年同期の実績を下回る結果となりました。一方で、企業の環境経営やリスク管理への意識の高まりを背景に、空調・設備機器は省エネ性能に優れた機器やB C P対応を目的とした大型の設備更新案件により、前年同期の実績を上回りました。空調周辺部材及び冷熱機器の販売も年間を通じて堅調に推移し、業績を下支えしました。これらの結果、売上高は前年同期比7.5%増の87億6百万円、営業利益は、将来の成長を牽引するセールス・エンジニア等の人的資本への積極的な投資により、前年同期比1.8%減の6億3千2百万円となりました。



## 車両関係事業

売上高  
**24,959**百万円  
(前年同期比9.5%増)

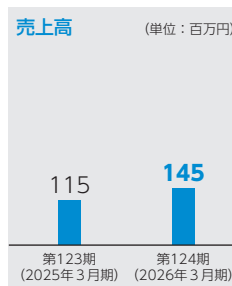
スバル新車販売は、期後半の新型フォレスターが牽引し、前年同期の実績を上回りました。中古車販売についても、下取査定の強化による在庫の確保と堅調な中古車需要により、前年同期の実績を上回りました。サービス部門では、車検・点検の入庫促進に加え、付加価値の高いメンテナンス商品の提案強化が奏功し、前年同期の実績を上回りました。輸入車販売についても前年同期の実績を上回りました。これらの結果、売上高は前年同期比9.5%増の249億5千9百万円、営業利益は前年同期比13.3%増の4億3千2百万円となりました。



## 不動産等賃貸事業

売上高  
**145**百万円  
(前年同期比25.2%増)

売上高は前年同期比25.2%増の1億4千5百万円、営業利益は前年同期比30.4%減の1億5千7百万円となりました。なお、営業利益にはセグメント間取引の売上総利益1億1千5百万円が含まれております。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は24億5千8百万円であります。

その主なものは、店舗の建設及び改修等（12億4千6百万円）、社有車の取得（7億4千万円）であります。

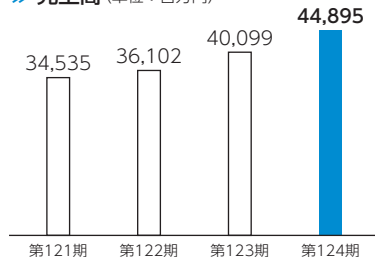
## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、増資、社債発行、その他重要な借入による資金調達は行っておりません。

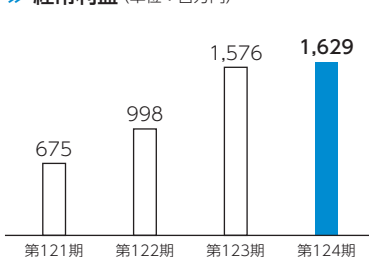
## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

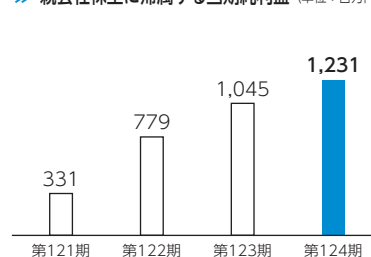
▶ 売上高 (単位：百万円)



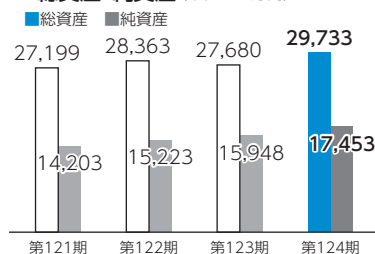
▶ 経常利益 (単位：百万円)



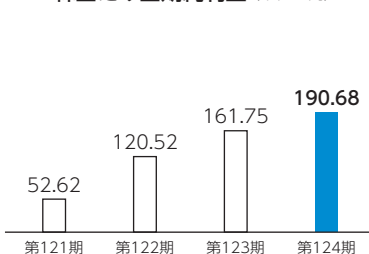
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



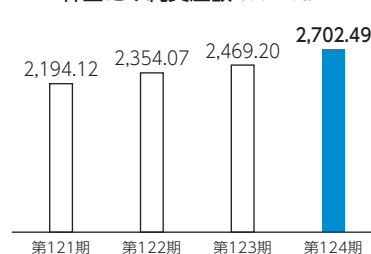
▶ 総資産/純資産 (単位：百万円)



▶ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



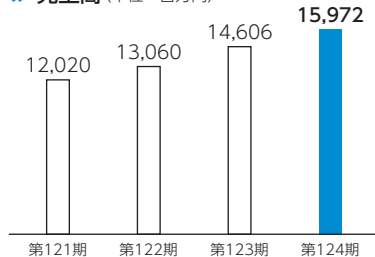
▶ 1株当たり純資産額 (単位：円)



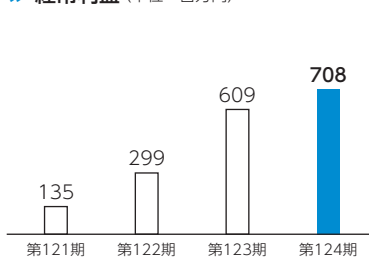
区 分	第121期 2023年3月期	第122期 2024年3月期	第123期 2025年3月期	(当連結会計年度) 第124期 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	34,535	36,102	40,099	44,895
経 常 利 益 (百万円)	675	998	1,576	1,629
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	331	779	1,045	1,231
1株当たり当期純利益 (円)	52.62	120.52	161.75	190.68
総 資 産 (百万円)	27,199	28,363	27,680	29,733
純 資 産 (百万円)	14,203	15,223	15,948	17,453
1株当たり純資産額 (円)	2,194.12	2,354.07	2,469.20	2,702.49

## ② 当社の財産及び損益の状況

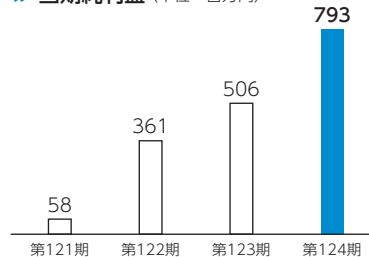
≫ 売上高 (単位：百万円)



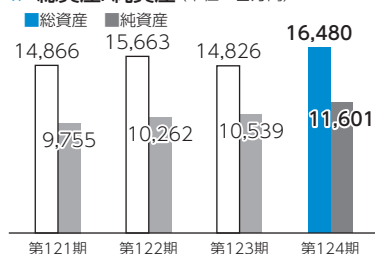
≫ 経常利益 (単位：百万円)



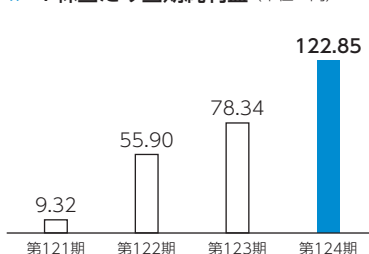
≫ 当期純利益 (単位：百万円)



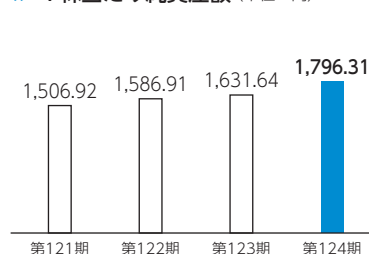
≫ 総資産/純資産 (単位：百万円)



≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



≫ 1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第121期 2023年3月期	第122期 2024年3月期	第123期 2025年3月期	(当事業年度) 第124期 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	12,020	13,060	14,606	15,972
経 常 利 益 (百万円)	135	299	609	708
当 期 純 利 益 (百万円)	58	361	506	793
1株当たり当期純利益 (円)	9.32	55.90	78.34	122.85
総 資 産 (百万円)	14,866	15,663	14,826	16,480
純 資 産 (百万円)	9,755	10,262	10,539	11,601
1株当たり純資産額 (円)	1,506.92	1,586.91	1,631.64	1,796.31

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョンとして「創業100周年に向けて、持続的成長（サステナビリティ経営）をめざす」を掲げ、その実現に向け、2025年3月期から2029年3月期までの5ヵ年の中期経営計画を推進しており、「持続的成長のために、リスクアバース（リスク回避）からリスクテイク（リスクに向き合い成功に挑む）に転換する」を基本方針としております。

近年、少子高齢化に起因する労働力不足や、年々深刻さを増す環境問題など、当社グループを取り巻く社会課題は複雑化しています。これらに対し、当社グループが有する4つの事業の枠組みを超えて、「横櫛」を刺し、自社工場で培った高度な「製造技術」と、多岐にわたる商材を扱う「提案力・販売網」を融合させた組織的なシナジーを発揮してまいります。

特に、当社が強みとする「省エネ」「省人化」「省資源」「カーボンニュートラル」のノウハウを軸に、お客様が抱える複合的な課題に対して、ご提案から施工・保守まで「一気通貫」で解決するソリューション営業に注力してまいります。

地域に根差した企業として地域インフラを支える事業を展開し、そこから得られた利益・創出したキャッシュを、「省エネ」「省人化」「省資源」「カーボンニュートラル」をキーワードとした環境関連の成長分野へ継続的に再投資いたします。これらにより、将来的な事業ポートフォリオのさらなる強靱化と収益力の向上を図ってまいります。

また、本方針を推進することで、カーボンニュートラルの達成と地域の暮らし・コミュニティを安心・安全で豊かなものにすること（地方創生）をめざします。

以上の方針のもと、投資家の皆様の期待に応える持続的な企業価値の向上をめざし、当社グループでは次の課題に対処してまいります。

- ① 産業機械事業では、部材価格の高騰に伴う原価上昇に対しては、製品設計の見直しや調達先の最適化によるコスト低減を徹底いたします。また、顧客企業の労働力不足を背景とした自動化ニーズに応えるため、充填機の前工程を含めた自動化・省人化装置の開発・提案を強化し、受注拡大を図ってまいります。あわせて、お客様の設備管理に寄り添った予防保全プランの提案力を強化し、生産ラインの安定稼働を継続的に支える体制を構築いたします。海外展開については、国内及びアジア圏の既存顧客に対するリプレース（設備更新）需要の確実な取り込みに加え、これまでの市場調査を踏まえた現地での営業体制の構築により、アジア市場における事業基盤の確立を加速させてまいります。
- ② 冷間鍛造事業では、新規顧客の開拓及び販路拡大に向け、人員増強により営業体制を強化いたします。また、独自の金型設計・内製化技術及び柔軟な生産ライン管理を強みとした、「多品種・小ロット対応」の提案活動を推進し、他社との差別化を図ってまいります。技術開発においては、高強度難加工材への対応及び切削レスを実現する精密成形技術の開発など、対応材種の拡大と新技術の商品化を進めます。特に、自動車市場の電動化（EV化）に伴い需要が急増している、パワー半導体や車載電子部品向けの「放熱用ヒートシンク製品」の開発・受注活動に注力してまいります。生産面では、自動化の推進によるさらなる稼働率の向上と、生産リードタイムの短縮を進め、生産効率の最大化に取り組んでまいります。
- ③ 電機機器事業では、地域顧客のインフラや生産現場に即応できる体制を活かし、FA機器及び自動化・最適化システムの開発・導入提案を推進してまいります。あわせて、省エネ空調やBCP対応のバックアップ電源のほか、マイクログリッドを活用したソリューションの提供により、地域のレジリエンス強化やカーボンニュートラル対応への需要を確実に捉えてまいります。さらに、グループ各社の経営資源を統合した「総合営業」を展開することで製造業向けの自動化設備や試験機の販売を強化し、商圏の拡大を図ってまいります。
- ④ 車両関係事業では、顧客データの活用とライフスタイルに合わせた提案活動により、新車案件化率及び成約率の向上を図るとともに、市場の動向を注視しつつ、ハイブリッド車（HEV）を含む電動車や次世代モビリティの販売体制を強化してまいります。また、点検・整備等のアフターサービスに加え、自動車金融や各種付加価値サービスの充実によるバリューチェーンの拡充に努め、事業基盤の強化を図ります。さらに、顧客接点の拡大を目的とした店舗の新設・リニューアル等の地域密着展開を推進するとともに、タイヤ販売においては法人需要の掘り起こしなどを通じた新たな販路の開拓を進めることで、県内シェアの確固たる拡大に努めてまいります。

## (6) 企業集団の主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
産業機械事業	包装機械等の製造販売及び保守メンテナンス
冷間鍛造事業	冷間鍛造製品の製造販売
電機機器事業	FA機器・空調機器・冷凍機器・太陽光発電機器等電機機器の販売及び空調設備等設置工事
車両関係事業	車両及びその関連商品の販売修理
不動産等賃貸事業	駐車場経営及び貸自動車事業等

## (7) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

### ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	静岡県静岡市清水区	船越営業所	静岡県静岡市清水区
清水工場	静岡県静岡市清水区	東京営業所	東京都千代田区
三島工場	静岡県三島市	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
富士川工場	静岡県富士市	大阪営業所	大阪府大阪市中央区
本社別館	静岡県静岡市清水区	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
浜松営業所	静岡県浜松市中央区	仙台サテライトオフィス	宮城県仙台市青葉区
沼津営業所	静岡県沼津市	岡山サテライトオフィス	岡山県岡山市北区

### ② 子会社

会社名	所在地
日本機械商事株式会社	東京都千代田区、静岡県静岡市清水区、大阪府大阪市中央区、福岡県福岡市博多区、インドネシア共和国ジャカルタ特別州
株式会社エコノス・ジャパン	静岡県菊川市
株式会社共和テック	静岡県静岡市清水区
静岡スバル自動車株式会社	静岡県静岡市清水区 他 県内17拠点
静岡バイオート株式会社	静岡県静岡市駿河区、静岡県浜松市中央区
株式会社PUREST	静岡県静岡市清水区、静岡県浜松市中央区、静岡県沼津市
株式会社Cool the Earth	静岡県静岡市葵区内2拠点、静岡県浜松市中央区、静岡県駿東郡
静岡自動車株式会社	静岡県静岡市葵区

## (8) 企業集団の使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期比増減
892 (79) 名	5 (8) 名

(注) 使用人数は、当社グループ外から当社グループ内への出向受入者等を含み、当社グループ内から当社グループ外への出向者等を除いた就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
428 (25) 名	8 (5) 名	39歳6か月	15年8か月

(注) 使用人数は就業人員数（契約社員19名を含み、当社から社外への出向者12名を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日本機械商事株式会社	50,000	100.00	包装機械の販売及び保守メンテナンス
株式会社エコノス・ジャパン	30,000	100.00	殺菌装置、食品加工機械等の製造販売及び保守メンテナンス
株式会社共和テック	19,500	100.00	産業機械、F A生産システムの製造販売及び保守メンテナンス
静岡スバル自動車株式会社	50,000	100.00	自動車の販売修理
静岡バイオート株式会社	20,000	100.00	輸入自動車の販売修理
株式会社PUREST	5,000	100.00	輸入自動車の販売修理
株式会社Cool the Earth	5,000	100.00	電気自動車の販売修理
静岡自動車株式会社	16,000	100.00	駐車場経営及び貸自動車事業

(注) 静岡バイオート株式会社、株式会社PUREST及び株式会社Cool the Earthは、静岡スバル自動車株式会社の100%子会社であります。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社清水銀行	826,707
株式会社静岡銀行	750,014
スバルファイナンス株式会社	700,000
静清信用金庫	186,040
株式会社三菱UFJ銀行	60,014
静岡県信用農業協同組合連合会	47,500

## 2 株式に関する重要な事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **19,200,000株**
- (2) 発行済株式総数 **6,458,266株** (自己株式25,057株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 **2,904名**
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鈴与ホールディングス株式会社	1,832,260	28.37
有限会社ティ・エム・ケイ	540,600	8.37
鈴木孝典	475,870	7.37
鈴木恵子	427,370	6.62
株式会社静岡銀行	311,500	4.82
株式会社清水銀行	309,290	4.79
静甲従業員持株会	261,203	4.04
清水食品株式会社	204,000	3.16
鈴与自動車運送株式会社	104,000	1.61
清水運送株式会社	80,000	1.24

(注) 持株比率は自己株式 (25,057株) を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鈴木孝典	社長執行役員 静岡スバル自動車株式会社 代表取締役 取締役会長 静岡プイオート株式会社 代表取締役 取締役会長
取締役	吉川範幸	常務執行役員 管理部長
取締役	一圓昌幸	執行役員 包装機械事業担当 三島工場長
取締役	山下一弘	執行役員 エンジニアリング事業担当 日本機械商事株式会社 代表取締役 専務取締役
取締役	湯子直樹	執行役員 海外事業担当 日本機械商事株式会社 代表取締役 取締役社長
取締役	杉本 基	杉本会計事務所 所長 SUS株式会社 社外取締役
取締役	関本和彦	
常勤監査役	櫻井嘉夫	
常勤監査役	齋藤敏典	
監査役	山口貴史	平井工業株式会社 専務取締役
監査役	音成秀樹	
監査役	野々山茂	

- (注) 1. 取締役杉本基氏、関本和彦氏は社外取締役であります。
2. 監査役山口貴史氏、音成秀樹氏及び野々山茂氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役 杉本基氏、関本和彦氏及び社外監査役 山口貴史氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社と取締役山下一弘氏、湯子直樹氏、杉本基氏、関本和彦氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 代表取締役 取締役会長鈴木恵子氏、取締役副会長鈴木浩之氏、取締役鈴木康之氏は2025年6月25日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について（2025年5月28日）

新	旧	氏名
静岡グイオート株式会社 代表取締役 取締役会長	静岡グイオート株式会社 取締役	鈴木孝典

7. 当事業年度中の重要な兼職の異動について（2025年5月29日）

新	旧	氏名
日本機械商事株式会社 代表取締役 専務取締役	—	山下一弘

8. 当事業年度中の重要な兼職の異動について（2026年3月23日）

新	旧	氏名
—	スター精密株式会社 社外取締役	杉本 基

9. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動について（2026年4月1日）

新	旧	氏名
執行役員 包装機械事業担当 包装機械事業部長兼務三島工場長	執行役員 包装機械事業担当 三島工場長	一圓昌幸

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	10	114,577
監査役	5	28,840
合計 (うち社外役員)	15 (5)	143,417 (18,887)

- (注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第121回定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人兼務取締役に對する使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2025年6月25日開催の第123回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金の支払いに對する引当金繰入額（取締役8名に對し7,687千円、監査役5名に對し2,500千円（うち社外役員5名に對し1,187千円））が含まれております。
5. 上表のほか、2025年6月25日開催の第123回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
- 取締役3名 132,825千円  
 （当金額には、過年度及び当事業年度の事業報告において取締役の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額101,187千円が含まれております。）

## (3) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また2023年6月28日、2025年6月25日開催の取締役会において、一部改定を決議しております。

当社は、当社の役員の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、企業価値の持続的な向上を図るために、持続的な成長に不可欠な人材を確保・維持し、動機付けるための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとしております。

### ① 取締役報酬の方針

#### i 基本的な考え方

- ・短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬とする
- ・持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬制度とする
- ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されることとする

#### ii 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容、業績及び経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における役員報酬水準等の指標との比較検証を行っております。

### iii 報酬構成

報酬構成は、常勤取締役については固定基本報酬、業績連動賞与及び役員退職慰労金とし、非常勤取締役については固定基本報酬及び役員退職慰労金としております。それぞれの額またはその算定方法の決定に関する方針等は、以下のとおりとしております。

- ・固定基本報酬は、各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度等を総合的に勘案して取締役会で決定する
- ・業績連動賞与は、短期業績との連動性を重視し、当該事業年度の営業利益等の予算達成等一定の条件を満たすことを前提に、取締役会であらかじめ定めた額を賞与（事前確定届出給与）として、毎年一定の時期（3月最終営業日）に支給するものとする
- ・役員退職慰労金は、「役員退職慰労金規則」に定める基準に基づき、支給総額等を決定する

### iv 報酬ガバナンス

報酬の決定方法

報酬額は、当社が定める「役員報酬規則」に基づき、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会で決定しております。取締役会としては報酬の額の決定を代表取締役 社長執行役員に一任することとしており、一任を受けた代表取締役 社長執行役員が、人事、経理を担当する執行役員と協議を行い、各人別の報酬額を決定しております。

## ② 監査役報酬の方針

### i 基本的な考え方

- ・株主の負託を受けた監査役の業務執行が可能な優秀な人材を登用できる報酬としております。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系としております。

### ii 報酬水準

監査役報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における監査役報酬水準等の指標との比較検証を行っております。

### iii 報酬構成

報酬構成は、監査役の役割と独立性の観点から固定基本報酬及び役員退職慰労金とし、報酬の額の全部を占めております。

役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規則」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

#### iv 報酬ガバナンス

##### 報酬の決定方法

監査役報酬は、監査役会における監査役の協議により決定しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、代表取締役 社長執行役員鈴木孝典が、人事、経理を担当する執行役員と、原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 社長執行役員鈴木孝典に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務及び貢献度等の評価を行うには代表取締役 社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、人事、経理を担当する執行役員と協議を行いその妥当性等について確認しております。

#### (6) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 杉本 基

##### i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

杉本会計事務所 所長

当社と杉本会計事務所との間には、特別な利害関係はありません。

##### ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

SUS株式会社 社外取締役

当社とSUS株式会社との間には、継続的な取引はありますが、その他の利害関係はありません。

##### iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、並びに会社役員の経験をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

**v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要**

杉本基氏は、社外取締役に就任以降、公認会計士及び税理士、並びに会社役員としての豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

**② 取締役 関本 和彦**

**i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

該当事項はありません。

**ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

該当事項はありません。

**iii 主要取引先等特定関係事業者との関係**

該当事項はありません。

**iv 当事業年度における主な活動内容**

2025年6月の取締役就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、会社役員、並びに企業経営、法務・コンプライアンス、経営企画等、様々な分野に関する豊富な経験と幅広い見識をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

**v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要**

関本和彦氏は、社外取締役に就任以降、会社役員、並びに企業経営、法務・コンプライアンス、経営企画等、様々な分野に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

**③ 監査役 山口 貴史**

**i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

平井工業株式会社 専務取締役

当社と平井工業株式会社との間には、特別な利害関係はありません。

**ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

該当事項はありません。

**iii 主要取引先等特定関係事業者との関係**

該当事項はありません。

**iv 当事業年度における主な活動内容**

当事業年度に開催された取締役会13回のうち全て、監査役会13回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

#### ④ 監査役 音成 秀樹

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- iii 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、金融機関における役員の経験をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

#### ⑤ 監査役 野々山 茂

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- iii 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のうちそれぞれ12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、金融機関における役員の経験をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

内容	金額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額	30,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人が行った非監査業務

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,234,275</b>
現金及び預金	7,344,364
受取手形、売掛金及び契約資産	3,884,095
電子記録債権	1,073,578
商品及び製品	2,854,589
仕掛品	370,208
原材料及び貯蔵品	72,426
その他	665,988
貸倒引当金	△30,976
<b>固定資産</b>	<b>13,499,262</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,985,924</b>
建物及び構築物	4,743,251
機械装置及び運搬具	1,661,568
土地	3,189,877
リース資産	23,723
建設仮勘定	94,790
その他	272,712
<b>無形固定資産</b>	<b>123,140</b>
その他	123,140
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,390,197</b>
投資有価証券	3,029,405
繰延税金資産	142,857
その他	222,663
貸倒引当金	△4,729
<b>資産合計</b>	<b>29,733,538</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>11,008,605</b>
買掛金	3,576,699
電子記録債務	605,211
短期借入金	2,252,548
リース債務	8,463
未払法人税等	311,954
契約負債	2,380,651
賞与引当金	659,230
製品保証引当金	35,797
受注損失引当金	150
資産除去債務	4,500
その他	1,173,399
<b>固定負債</b>	<b>1,271,524</b>
長期借入金	317,727
リース債務	22,325
繰延税金負債	332,754
役員退職慰労引当金	87,003
退職給付に係る負債	218,644
資産除去債務	176,818
その他	116,251
<b>負債合計</b>	<b>12,280,130</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>16,117,236</b>
資本金	100,000
資本剰余金	3,159,341
利益剰余金	12,863,726
自己株式	△5,832
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,336,171</b>
その他有価証券評価差額金	1,336,171
<b>純資産合計</b>	<b>17,453,407</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>29,733,538</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	44,895,426
売上原価	35,336,705
売上総利益	9,558,720
販売費及び一般管理費	7,771,824
営業利益	1,786,896
営業外収益	180,114
受取利息	4,668
受取配当金	100,009
仕入割引	12,107
受取賃貸料	23,635
物品売却益	11,193
助成金収入	100
その他	28,399
営業外費用	337,047
支払利息	17,357
賃貸収入原価	8,119
譲渡制限付株式関連費用	98
投資事業組合運用損	291,615
その他	19,857
経常利益	1,629,962
特別利益	257,656
固定資産売却益	2,685
投資有価証券売却益	221,145
受取保険金	5,267
補助金収入	28,097
建物解体費用戻入益	461
特別損失	85,092
固定資産売却損	312
固定資産除却損	21,208
減損損失	33,405
損害賠償金	2,068
固定資産圧縮損	28,097
税金等調整前当期純利益	1,802,526
法人税、住民税及び事業税	549,416
法人税等調整額	21,646
当期純利益	1,231,464
親会社株主に帰属する当期純利益	1,231,464

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,224,205</b>
現金及び預金	2,196,951
受取手形	40,034
電子記録債権	669,531
売掛金	2,066,930
契約資産	961,222
商品及び製品	792,946
仕掛品	280,014
原材料及び貯蔵品	55,582
前払費用	68,530
その他	113,609
貸倒引当金	△21,147
<b>固定資産</b>	<b>9,255,954</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,101,733</b>
建物	2,415,538
構築物	164,885
機械及び装置	371,610
車両運搬具	154,892
工具、器具及び備品	67,383
土地	869,901
リース資産	2,326
建設仮勘定	55,194
<b>無形固定資産</b>	<b>88,711</b>
ソフトウェア	80,933
ソフトウェア仮勘定	7,777
その他	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,065,509</b>
投資有価証券	2,394,222
関係会社株式	2,606,095
その他	68,954
貸倒引当金	△3,763
<b>資産合計</b>	<b>16,480,160</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,213,753</b>
電子記録債務	605,211
買掛金	1,867,424
短期借入金	179,988
リース債務	808
未払金	261,413
未払費用	118,451
未払法人税等	46,873
未払消費税等	71,415
契約負債	666,117
預り金	22,769
賞与引当金	337,483
製品保証引当金	35,797
<b>固定負債</b>	<b>665,370</b>
長期借入金	90,054
リース債務	1,750
繰延税金負債	404,086
退職給付引当金	54,645
役員退職慰労引当金	26,021
資産除去債務	38,826
その他	49,984
<b>負債合計</b>	<b>4,879,124</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>10,499,197</b>
資本金	100,000
資本剰余金	3,078,639
資本準備金	1,833,576
その他資本剰余金	1,245,063
<b>利益剰余金</b>	<b>7,326,390</b>
利益準備金	211,715
その他利益剰余金	7,114,675
買換資産圧縮積立金	165,869
別途積立金	4,316,000
繰越利益剰余金	2,632,806
<b>自己株式</b>	<b>△5,832</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,101,837</b>
その他有価証券評価差額金	1,101,837
<b>純資産合計</b>	<b>11,601,035</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>16,480,160</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	15,972,768
売上原価	12,559,634
売上総利益	3,413,133
販売費及び一般管理費	2,839,564
営業利益	573,569
営業外収益	442,967
受取利息	173
受取配当金	386,355
その他	56,438
営業外費用	308,383
支払利息	1,978
賃貸収入原価	11,696
投資事業組合運用損	291,615
その他	3,092
経常利益	708,153
特別利益	240,384
固定資産売却益	2,452
投資有価証券売却益	217,405
受取保険金	1,655
補助金収入	18,410
建物解体費用戻入益	461
特別損失	27,710
固定資産売却損	312
固定資産除却損	6,918
損害賠償金	2,068
固定資産圧縮損	18,410
税引前当期純利益	920,828
法人税、住民税及び事業税	116,370
法人税等調整額	11,029
当期純利益	793,428

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

静甲株式会社  
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指定社員 公認会計士 杉原賢一

業務執行社員  
指定社員 公認会計士 鈴木信行

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、静甲株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、静甲株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

静甲株式会社  
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指 定 社 員 公認会計士 杉原賢一  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 鈴木信行  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、静甲株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事務所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

静甲株式会社 監査役会

常勤監査役 櫻井嘉夫 ㊟

常勤監査役 齋藤敏典 ㊟

社外監査役 山口貴史 ㊟

社外監査役 音成秀樹 ㊟

社外監査役 野々山茂 ㊟

以 上

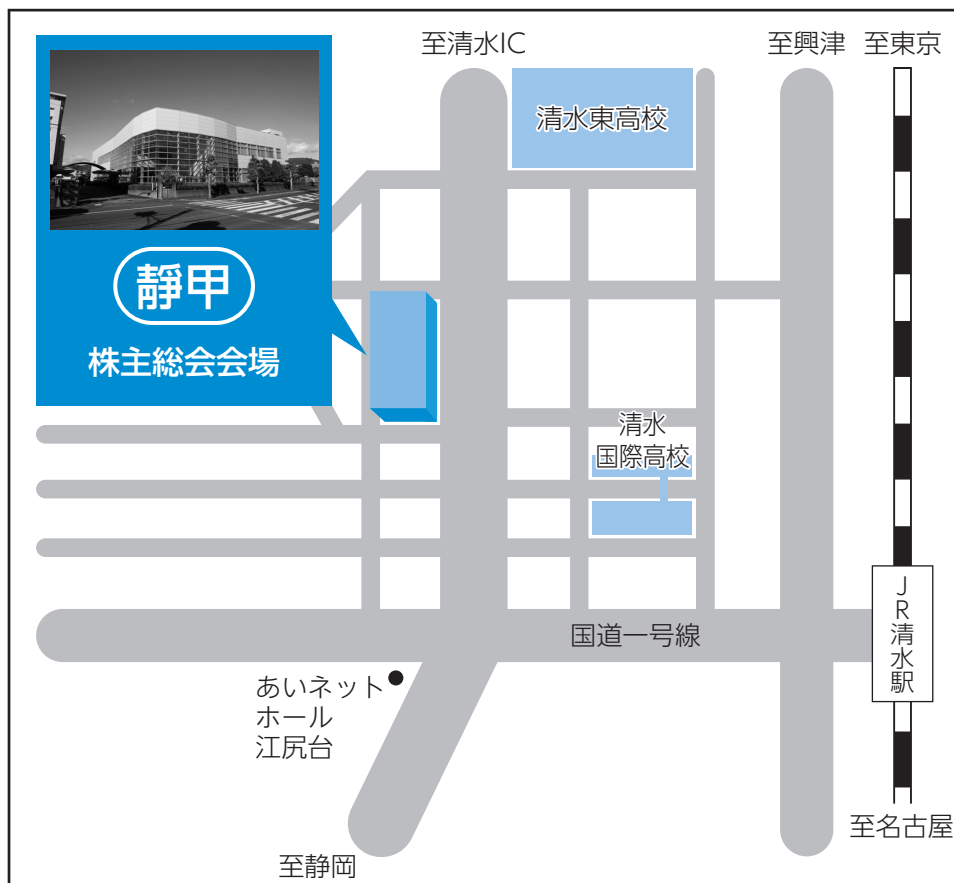
## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号  
当社 清水工場2階会議室

### 交通

東名高速：清水インターチェンジより車で5分  
東海道本線：JR清水駅より徒歩15分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。